

## 支出項目の区分の見直しの検討について

### 1. 現行の支出項目の区分について

- 支出項目の区分については、政治資金規正法施行規則において定められており、経常経費（性質別）として人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費に、政治活動費（目的別）として組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費に分類することとされている。
- 政治資金規正法施行規則においては、各支出項目について、例示も含め、別紙のとおり分類基準が示されている。
- 現行の支出項目の区分は昭和50年の政治資金規正法の改正により原型が定められて以降、大きな見直しがされていない。
- 政治資金規正法施行規則に定められた分類基準については、個別具体の支出の分類について分かりにくい部分があり、政治団体から相当数の疑問が寄せられている。

## 2. 見直しの論点

支出項目の区分の見直しについては、以下の視点を踏まえて、次の論点について検討する。

なお、(1)と(2)の視点については、相反する可能性があるが、政治団体が正しく記載でき、かつ、各団体間において記載内容の比較可能性を確保することを検討の前提とする。

### <検討の視点>

(1) 国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする。

(2) 政治団体が自ら支出の分類を行いやすくなるなど、見直しについて、政治団体の理解が得やすいものとする。

支出項目の区分の見直しについては、政治団体側にシステム改修等の経費が発生する可能性があることから、現行の支出区分の細目は変えず、その大括りを新設する又は変更することを基本に検討するなど、一定の留意が必要である。

(3) 政党本部・支部、資金管理団体、国会議員関係政治団体、その他の政治団体など、政治団体の区別により収支報告書の記載の範囲が異なることに留意すること。

国会議員関係政治団体については、人件費以外の一件当たり1万円を超える支出はすべて収支報告書に記載されることから、人件費以外の支出項目の区分の見直しをしても、収支報告書の記載の範囲は変わらない。

一方、国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外の政治団体については、一件当たり5万円以上の政治活動費のみ収支報告書に記載することとしており、支出項目の区分の見直しをすることにより、収支報告書の記載の範囲が変わることとなる。

### <参考>

	総務大臣届出	都道府県選管届出	合計
国会議員関係政治団体	804	2,397	3,201
国会議員関係政治団体以外の政治団体	3,710	68,557	72,267

※平成19年末時点の政治団体数と平成20年末時点の国会議員関係政治団体数を基に算出。

## ＜論点＞

### （１）「経常経費」と「政治活動費」の区分を維持すべきか

- ・政治団体の活動は、全て政治活動であるという考え方に基づけば、「経常経費」と「政治活動費」の区分を設けることに意味はあるか。
- ・国会議員関係政治団体以外の政治団体については、一件当たり5万円以上の政治活動費のみ収支報告書に支出の明細を記載することとしており、「経常経費」と「政治活動費」の区分を撤廃することにより、収支報告書の記載の範囲に影響がある。
- ・なお、現行制度で経常経費の支出の明細の報告を不要としている理由について、「詳解政治資金規正法」において、「これらの経費は、その性質からみて、多少の相違はあっても、すべての政治団体にとって必要不可欠の生活費であり、支出の明細、すなわち支出を受けた者の氏名・住所・職業及び支出の目的・金額・年月日をことこまかく報告させてみても、多大の労力を必要とするわりには効果がうすく、いたずらに政治団体の会計責任者の負担を増すばかりであるので、これらの経費の支出については、その明細の報告を要しないこととされている」（山本武（昭和50年）「詳解政治資金規正法」ぎょうせい）との解説がある。

### （２）性質別となっている「経常経費」の区分を見直すべきか

- ・事務所費が経常経費のセービングクローズとして、事務所の借料損料（地代、家賃）以外のものも計上されており、「事務所設置費（事務所の借料損料）」と「事務所管理運営費（光熱水費、備品・消耗品費、その他経常経費）」のように、分離のうえ、区分を簡素化するか。
- ・経常経費の中でも、人件費については、収支報告書の記載に当たってもその他の経費とは取扱いが異なっており、人件費の区分については、見直しには慎重な検討が必要か。

### (3) 目的別となっている「政治活動費」の区分を見直すべきか

- ・ 企業会計の事例を参考にした性質別の区分の方が、個別具体の支出の分類について政治団体から寄せられる疑義が少なくなるか。
- ・ 一方、性質別の区分とした場合は、調査研究に要するものでも、組織活動に要するものでも、例えば、旅費、通信費、委託費などの区分となり、政治団体の活動の実態が分かりにくくなるか。
- ・ 目的別の区分を維持した場合であっても、現在、「機関紙誌の発行その他の事業費」の内訳となっている、「宣伝事業費」、「政治資金パーティー開催事業費」など、各政治団体に共通する活動については、政治団体の活動の実態を分かりやすくする観点から、分類基準に位置づけるか。

(別紙)

## 支出項目の分類基準

経常経費	政治団体が団体として存続していくために恒常的に必要な経費
人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等
備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費
事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費	政治上の主義、施策の推進、支持、反対又は公職の候補者の推薦、支持、反対等の政治活動を行っていくための活動に要する経費
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類
機関紙誌の発行その他の事業費	<p>（ア）機関紙誌の発行业務費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費</p> <p>（イ）宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類</p> <p>（ウ）政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類</p> <p>（エ）その他の事業費 上記の（ア）、（イ）及び（ウ）以外の諸事業に要する経費</p>
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費